

# 自然由来による土壌汚染の判定について（案）

（下線部：H22年8月素案からの主な改正部分）

## 1. 判定にあたっての基本的な考え方

- 1) 改正法施行通知別紙に示された判定項目に基づいて判定する。
- 2) 1)の項目ごとの判定は、環境省のガイドラインで示された個々の判定の考え方を組み合わせて判定する。
- 3) 法の施行が円滑に行えるよう、法に基づく土壌汚染状況調査（表層調査）結果から得られる情報を基本として、以下の判定を行う。

（第1段階）土壌汚染状況調査結果から判定する。

（第2段階）第1段階では判定できない場合には、第1段階の情報に加えて、全量分析の結果またはバックグラウンド濃度等情報から判定する。

（第3段階）第1、第2段階では判定できない場合には、第1、第2段階の情報に加え、深度方向調査、研究機関等の協力による化合物の形態データ等から判定する。

## 2. 判定方法

### 【溶出量基準超過の場合】

#### I. 第1段階の判定

	判定基準	判定項目※1	必要となる情報
1-1	基準超過物質が、ひ素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレンまたは六価クロムである。	① i ii	土壌汚染状況調査（基準超過項目）
1-2	溶出量基準の概ね10倍を超えない。	② i	土壌汚染状況調査（溶出量値）
1-3	土壌汚染状況調査による含有量（酸抽出量）が上限値の目安※2を十分に下回る。	② ii	土壌汚染状況調査（含有量値）
1-4	含有量（酸抽出量）の地表の平面分布に、 <u>特定有害物質の使用履歴場所等との関連性を示す局在性（ある地点を中心とした含有量の集中）がない。</u>	③	土壌汚染状況調査（含有量値）
判定1	1-1～4のすべてに該当し、かつ、土地履歴、周辺の同様な事例、周辺の地質的な状況、海域との関係等の状況を総合的に勘案し、 <u>人為的原因と考えられなければ、自然由来汚染であると判定する。</u>		
判定2	1-2又は1-3のみについて該当しない場合は、判定項目②について第2段階の判定と併せて総合的に判定する。		
判定3	1-4について、 <u>特定有害物質使用等の履歴のある位置と関連のない局在性がある場合は、判定項目③について第2段階の判定と併せて総合的に判定する。</u>		

※1 改正土壌汚染対策法施行通知（平成23年7月8日改正）の別紙の判定項目（番号は参考資料1-1参照）

※2 全含有量（強酸及び強アルカリによる抽出量）についての自然的レベルの範囲の上限値

#### II. 第2段階の判定

	判定基準	判定項目	必要となる情報
2-1	全量分析（強酸及び強アルカリによる抽出法）による全含有量が上限値の目安を超えない。	② iii	全量分析結果（含有量）
2-2	全含有量がバックグラウンド濃度、又は、 <u>同一地質の周辺の土地における自然由来汚染の事例とほぼ一致する。</u>	② iv ③	全量分析結果（含有量） バックグラウンド濃度（全含有量）のデータ <u>地歴調査における周辺の事例（全含有量データに関するもの）・周辺地質状況等</u>
判定1	2-1～2のすべてに該当する場合は、自然由来汚染であると判定する。		
判定2	2-1に該当せず、2-2に該当する場合は、自然由来汚染であると判定する。		
判定3	2-1に該当せず、2-2について判定できる情報が無い場合は、判定項目②または③について第3段階の判定と併せて総合的に判定する。		

Ⅲ. 第3段階の判定

	判定基準	判定項目	必要となる情報
3-1	化合物形態や同位体比が周辺の自然環境において見出される状態である。	② iv	研究機関等の協力による詳細分析データ
3-2	深度調査の結果、地表からの人為的な有害物質の浸透の可能性を示すデータが無い。	③	深度調査データ
判定1	3-1または3-2に該当する場合は、自然由来汚染であると判定する。		

【含有量基準超過の場合】

I. 第1段階の判定

	判定基準	判定項目	必要となる情報
1-1	基準超過物質が、ひ素または鉛である。	④	土壌汚染状況調査（基準超過項目）
1-2	土壌汚染状況調査による含有量(酸抽出量)が上限値の目安を十分に下回る。	⑤ i	土壌汚染状況調査（含有量値）
1-3	含有量(酸抽出量)がバックグラウンド濃度、又は、同一地質の周辺の土地における自然由来汚染の事例とほぼ一致する。	⑤ iii	土壌汚染状況調査（含有量値、地歴調査における周辺の事例・周辺地質状況等）バックグラウンド濃度（含有量（酸抽出量））のデータ
1-4	含有量(酸抽出量)の地表の平面分布に局在性（ある地点を中心とした含有量の集中）がない。	⑥	土壌汚染状況調査（含有量値）
1-5	含有量(酸抽出量)の平面分布に特定有害物質使用等の履歴のある位置と関連性が無い。	⑥	土壌汚染状況調査（土地利用、有害物質使用等履歴）
判定1	1-1～5のすべてに該当し、かつ、土地履歴、周辺の同様な事例、周辺の地質的な状況等の状況を総合的に勘案し、人為的原因と考えられなければ、自然由来汚染であると判定する。		
判定2	1-2のみについて該当しない場合は、判定項目⑤について第2段階の判定と併せて総合的に判定する。		
判定3	1-4に該当せず、1-5に該当する場合は、判定項目③について第2段階の判定と併せて総合的に判定する。		

Ⅱ. 第2段階の判定

	判定基準	判定項目	必要となる情報
2-1	全量分析（強酸及び強アルカリによる抽出法）による全含有量が上限値の目安を超えない。	⑤ ii	全量分析結果(含有量)
2-2	全含有量がバックグラウンド濃度、又は、同一地質の周辺の土地における自然由来汚染の事例とほぼ一致する。	⑤ iii ⑥	全量分析結果(含有量) バックグラウンド濃度（全含有量）のデータ 地歴調査における周辺の事例（全含有量データに関するもの）・周辺地質状況等
判定1	2-1～2のすべてに該当する場合は、自然由来汚染であると判定する。		
判定2	2-1に該当せず、2-2に該当する場合は、自然由来汚染であると判定する。		
判定3	2-1に該当せず、2-2について判定できる情報が無い場合は、判定項目⑤または⑥について第3段階の判定と併せて総合的に判定する。		

Ⅲ. 第3段階の判定

	判定基準	判定項目	必要となる情報
3-1	化合物形態や同位体比が周辺の自然環境において見出される状態である。	⑤ iii	研究機関等の協力による詳細分析データ
3-2	深度調査の結果、地表からの人為的な有害物質の浸透の可能性を示すデータが無い。	⑥	深度調査データ
判定1	3-1または3-2に該当する場合は、自然由来汚染であると判定する。		